

# 令和元事業年度株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の業務の実績評価について

総務省

## 1 実績評価の概要

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（以下「機構」という。）は、我が国の事業者が蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対して資金供給その他の支援を行うことにより、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的に、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成 27 年法律第 35 号。以下「法」という。）に基づき、平成 27 年 11 月 25 日に設立された株式会社である。

機構の業務の実績については、法第 36 条第 1 項において、事業年度ごとに評価を行うこととされている。このため、同規定に基づき、機構の令和元事業年度（平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで）における業務の実績について、次の観点から評価を行った。

- (1) 支援決定等の実績
- (2) 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構支援基準（平成 27 年総務省告示第 412 号。以下「支援基準」という。）への適合状況
- (3) 投資実行後の取組
- (4) 法第 30 条第 1 項に基づき総務大臣が認可した予算の執行実績
- (5) 「官民ファンドの運営に係るガイドライン」（平成 25 年 9 月 27 日 官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定。以下「ガイドライン」という。）に基づく検証の一環として設定した K P I（事後検証可能な指標）の進捗・達成状況

## 2 個別の項目に対する評価

### (1) 支援決定等の実績

平成 27 年 11 月 25 日の設立以降、機構は業務の遂行に必要な体制の整備を進めるとともに、通信・放送・郵便の各分野における支援案件の発掘・組成に取り組み、令和元事業年度は別紙に掲げる事業 1 件に対して支援決定（支援決定額：約 84 億円、実投資額：約 16 億円）を行った。

当事業年度においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、当事業年度中に実行予定であった投資が令和 2 年 5 月へと後ろ倒しとなったことにより、実投資額が前事業年度と比較し減少したものの、機構が支援案件の発掘・組成に取り組み、新たに支援決定を行って支援実績を積み上げていることは一定程度評価できる。支援決定件数が少数

にとどまっていることから、機構に対しては、引き続き支援案件の発掘・組成に努め、着実に投資実績を一層積み上げていくことを期待する。

## (2) 支援基準への適合状況

機構は、法第 25 条の規定に基づき、総務大臣が定める支援基準に従い、海外において行われる通信・放送・郵便事業又はそれらの事業を支援する事業（以下「対象事業」という。）への支援を行っている。

今般、「支援の対象となる対象事業が満たすべき基準」及び「対象事業支援全般について機構が従うべき事項」と機構の実績の主な項目を対照したところ、以下のとおり、いずれも支援基準に沿って適正に業務が遂行されていると認められる。

機構に対しては、投資規律や長期収益性の確保、公的機関や民間事業者との連携等に留意しつつ、引き続き支援基準に従って対象事業の支援を着実に実施していくことを期待する。

### ア 支援の対象となる対象事業が満たすべき基準と機構の実績

#### <政策的意義>

機構が令和元事業年度に支援決定を行った案件は、「我が国事業者に蓄積された知識、技術及び経験が活用され、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大に通じるもの」「通信・放送・郵便に係るインフラの整備及びその運営若しくは維持管理を行い、ICTサービスの提供等をパッケージで行おうとするもの」「機構による支援が有効であると見込まれるもの」「我が国の外交政策及び対外経済政策と調和するもの」であり、支援基準に適合していると認められる。

#### <民間事業者のイニシアティブによる運営>

機構が令和元事業年度に支援決定を行った案件は、「民間事業者から対象事業者に対して出資等の資金供給が行われるもの」「民業補完性に配慮し、機構が我が国事業者との間で最大出資者とならないもの」であり、支援基準に適合していると認められる。

#### <対象事業の長期収益性の確保>

機構が令和元事業年度に支援決定を行った案件は、「対象事業者が適切な経営責任を果たすことが見込まれるもの」「長期的には利益が確保できると見込まれるもの」「資金回収が可能となる蓋然性が高いもの」「関係者との間で、あらかじめ撤退に関する取決めを行っているもの」であり、支援基準に適合していると認められる。

#### <他の公的機関との関係>

機構が令和元事業年度に支援決定を行った案件は、「他の公的機関との間で十分な連携の下に適切な役割分担が行われているもの」であり、支援基準に適合していると認められる。

### イ 対象事業支援全般について機構が従うべき事項と機構の実績

#### <運営全般>

機構が支援対象とする海外の通信・放送・郵便事業は一般に規制分野であり、日本企業が海外でこれらの事業を行うに当たっては、一般的なビジネスリスクに加えて、突然の政策や制度の変更等の規制分野であるが故の特有のリスクが存在している。このような背景から、海外において通信・放送・郵便事業を行う日本企業を支援するため、機構は資金供給に加えて相手国政府と交渉するなど金融面と運営面の両面から、既存の機関では対応できない官民ファンドならではの支援を行っている。

機構は、令和元事業年度も引き続き案件の発掘・組成を進め、政策的意義、民間事業者のイニシアティブによる運営、対象事業の長期収益性の確保、他の公的機関との関係を審議した上で、令和元事業年度に1件、約84億円の支援決定を行い、約16億円の実投資を行った。

#### <投資規律の確保>

機構は、対象事業の支援決定を行うに当たり、投資担当者が検討を重ねた上で、社外取締役を含む海外通信・放送・郵便事業委員会において審議することとしており、事業を推進する機能と事業性を判断する機能のバランスに留意している。

その他、機構は、財務諸表や支援基準、支援決定した案件の事業概要を機構のウェブサイトに掲載するなど、情報開示を行っている。

#### <機構の長期収益性の確保>

機構は、投資額を上回る収益を確保することを目標に、収益性に係るKPIを設定し、その達成に向けて業務を遂行しており、長期収益性の確保に努めている。

また、個別の支援案件に対しては、投資先から事業の進捗状況や財務状況を定期的に聴取するとともに、取締役会にオブザーバとして参加することなどにより、投資先を管理することとしている。

#### <機構への民間出資者等との関係>

機構への民間出資者等は、通信・放送・郵便事業に関わる民間企業22社から構成されており、機構の中立性及び幅広い民間出資者等が確保されている。また、定期株主総会等において、機構の業務執行の方針について、民間出資者等から意見聴取を行

い、機構の運営に反映させている。

#### <政府の関係施策との連携>

機構は、「インフラシステム輸出戦略（令和元年度改訂版）」（令和元年6月3日 経協インフラ戦略会議決定）において、「JICTを活用し、海外において通信・放送・郵便事業を行う者に対して資金の供給や専門家の派遣等の支援を行うことで、通信・放送・郵便インフラとICTサービスや放送コンテンツとのパッケージ展開を促進」することとされるなど、インフラシステム輸出促進及び経済対策の両面から機構の役割が期待されている。その他、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」（平成28年5月23日 総理発表）等に機構が位置付けられており、機構はこれらの政府戦略を踏まえつつ業務を遂行している。

また、機構は支援案件の発掘・組成を進めるに当たっては、総務省や在外公館をはじめとする政府機関、その他関連機関等と協力しており、政府の関係施策と連携した運営を行っている。

#### （3）投資実行後の取組

機構は、投資実行後の案件については、複数の視点からモニタリングを行っている。まず投資案件の検討を行う投資戦略部が、投資先事業者・共同出資者等との継続的なコンタクトを通じ、事業進捗の状況や政策的KPIの達成状況、投資収支等のモニタリングを随時実施するとともに、投資案件の管理を行う投資管理部が、投資戦略部のモニタリング状況を踏まえつつ、機構の経営・財務の健全性の確保の観点からモニタリングを実施している。また、機構は、取締役等で構成されるモニタリング会議を設置しており、原則四半期に1回開催して各案件のモニタリング指標の充足状況を確認することとしており、適正に業務を遂行していると認められる。

機構に対しては、引き続き案件のモニタリングを徹底し、リスク管理を着実に実施することを期待する。

#### （4）法第30条第1項に基づき総務大臣が認可した予算の執行実績

機構は、毎事業年度の開始前に当該事業年度の予算を総務大臣に提出し、その認可を受ける（法第30条第1項）とともに、毎事業年度終了後3月以内に当該事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を総務大臣に提出する（法第32条）こととされている。

今般、総務大臣が認可した令和元事業年度予算と機構の実績の主な項目を対照したところ、表1及び表2のとおり、いずれも総務大臣から認可された予算額の範囲内であり、機構は予算を適正に執行していると認められる。

機構に対しては、予算を有効に活用して着実に投資実績を積み上げるとともに、引き続き経費の削減に努め、効果的かつ効率的な予算執行に努めることを期待する。

## ア 機構の令和元事業年度の収入

### <出資金収入>

令和元事業年度の出資金収入は 22,470,000 千円であり、全額が政府出資金であった。政府出資金の決定済額が予算額を下回っているが、これは機構の支援決定件数が当初の想定より少なく、政府からの出資を必要としなかったためであり、特段の問題は認められない。

### <借入金収入>

令和元事業年度には借入は行われていない。これは機構が出資金収入等その他の資金をもって業務を遂行することが可能であったことによるものであり、特段の問題は認められない。

### <社債発行収入>

令和元事業年度には社債発行は行われていない。これは機構が出資金収入等その他の資金をもって業務を遂行することが可能であったことによるものであり、特段の問題は認められない。

### <事業収入>

令和元事業年度の事業収入は、284,171 千円であり、全額が前期までに支援決定した案件に係る融資の利息収入等であった。事業収入が予算額を下回っていることについては、既存の支援事業における工事の遅延により、本事業年度に実行予定であった融資が令和 2 事業年度に後ろ倒しとなったことによるものである。機構に対しては、引き続き支援案件の発掘・組成および既存案件のモニタリング・ハンズオン支援に努め、事業収入を拡大していくことを期待する。

### <その他>

予算として計上されていない収入が 141 千円あるが、これは預金利息等によるものであり、特段の問題は認められない。

## イ 機構の令和元事業年度の支出

### <出資金及び貸付金>

令和元事業年度の出資金及び貸付金は、1,573,921 千円であった。出資金および貸付金の決定済額が予算額を下回っているのは、機構の支援決定件数が 1 件と少なかったことに加え、新型コロナウイルスの感染拡大の影響によりに実行予定であった投資が令和 2 年 5 月にずれ込んだためである。支援決定件数が少数にとどまっていることから、機構に対しては、引き続き支援案件の発掘・組成に努め、着

実に投資実績を積み上げていくことを期待する。

<事業諸費>

令和元事業年度の事業諸費は、364,746千円であった。執行額が予算額の範囲内となった主たる理由は、案件の検討に伴う調査費用の低減によるものであり、特段の問題は認められない。

<一般管理費>

令和元事業年度の一般管理費は、635,265千円であった。執行額が予算額に比して少額となった主たる理由は、役職員の定員と実員の差異によって必要費用が減少したことによるものである。

機構の職員数は平成27年の設立時から増加しているが、業務を円滑に進め、着実に投資実績を積み上げていくためには、優れた人材が必要不可欠である。このため、機構に対しては、今後も必要な人材を職員として積極的に採用していくことを期待する。

表1 令和元事業年度の収入に係る予算額と決定済額（単位：千円）

科目	予算額	決定済額
(款)出資金収入	26,700,000	22,470,000
(項)政府出資金	26,700,000	22,470,000
(款)借入金	2,000,000	0
(款)社債発行収入	6,500,000	0
(項)政府保証債発行収入	6,500,000	0
(款)事業収入	858,300	284,171
(款)その他	0	141
合計	36,058,300	22,754,312

表2 令和元事業年度の支出に係る予算額と決定済額（単位：千円）

科目	予算額	決定済額
(項)出資金及び貸付金	21,700,000	1,573,921
(項)借入金償還	13,500,000	13,500,000
(項)事業諸費	616,134	364,746
(目)事業諸費	71,228	6,986
(目)調査費用	420,000	323,047
(目)旅費	49,966	31,410
(目)支払利息	74,940	3,303
(項)一般管理費	1,255,157	635,265
(目)役職員給与	698,673	304,910
(目)諸謝金	25,599	22,321
(目)事務費	483,385	307,141
(目)旅費	500	0
(目)交際費	1,000	893
(目)固定資産取得費	46,000	0
合計	37,071,291	16,073,932

(5) ガイドラインに基づく検証の一環として設定したK P Iの進捗・達成状況

機構は、官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議・幹事会において、ガイドラインに基づき収益性や波及効果に係るK P Iを設定しており、表3のとおり、その進捗・達成状況を同会議・幹事会に報告しているところである。

機構に対しては、K P Iの次回マイルストーンである令和7年度の成果目標の達成に向け、今後も着実に投資実績を積み上げていくことを期待する。

なお、機構は、同会議・幹事会の議論を踏まえ、第13回官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会（令和2年10月9日開催）から新たなK P Iで評価・報告を行っている。

表3 令和元事業年度末時点の機構のK P I 及びその進捗・達成状況

評価項目	K P I	R2/3 実績
政策目的	日本企業が海外にて行う ICT 事業への投資額	279 億円
エコシステム	民間企業との連携 (機構の支援対象事業に対し、共同投資や経営参画等を通じて経営支援を実施した民間企業等の累計数)	14 社
呼び水	民間からの投資額／機構からの投資額	(出融資の合計) 6.6 倍
		(出資のみ) 7.0 倍
累積損益		▲38 億円

(参考) 次回以降のマイルストーンの設定状況

評価項目	K P I		R7/3	R12/3	R17/3	R18/3
政策目的	日本企業が海外にて行う ICT 事業への投資額	(億円)	552	726	734	734
エコシステム	民間企業との連携	(社)	20	26	26	26
呼び水	民間からの投資額／機構からの投資 (出融資の合計)	(倍)	3.2	2.7	2.7	2.7
	(出資のみ)	(倍)	3.1	2.6	2.6	2.6
累積損益		(億円)	▲131	▲25	42	55



### 3 総括

本評価では、機構の令和元事業年度における業務の実績について評価を行った。

機構は、支援基準に沿って業務を遂行し、令和元事業年度に計1件、約84億円の支援決定を行い、約16億円の实投資を行った。また、令和元事業年度の機構の収入及び支出については、いずれも総務大臣から認可された予算額の範囲内であり、その執行に特段の問題は認められない。「官民ファンドの運営に係るガイドライン」に基づく検証の一環として設定した各KPIも、マイルストーン達成に向けて着実に進捗しており、適正に業務を遂行していると認められる。

機構に対しては、引き続き優秀な人材の採用を進めて体制の充実を図りつつ、公的機関、民間事業者、他の官民ファンド等との連携を一層深めて支援案件の発掘・組成に努め、着実に投資実績を積み上げていくとともに、投資実行後においてはモニタリングを行い、支援基準やガイドラインに基づき適正に業務を遂行していくことを期待する。

(別紙)

令和元事業年度に機構が支援決定を行った事業の概要

(1) 東南アジアを中心とした地域における光海底ケーブル整備・運営事業

項目	内容
民間出資者	N T T国際通信株式会社
支援決定日	令和元年10月10日
支援決定額	最大78百万米ドル
事業概要	シンガポール・ミャンマー・インドを結ぶ海底ケーブルを建設し、保守等の運営を行うとともに、そのキャパシティ(回線容量)を販売する事業